

○個人情報保護委員会規則第 号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十六条第一項及び第六十八条第一項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条の四第一項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年 月 日 個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則
(個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(個人情報保護委員会への報告) 第八条 「略」 2 「略」 3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、	(個人情報保護委員会への報告) 第八条 「同上」 2 「同上」 3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、

災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあつてはその方法) 一 法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法 (個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあつては、その方法) (個人情報保護委員会への報告) 第四十四条 「略」 2 「略」 3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織 (個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。) を使用する方法 (電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては別記様式第六による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあつてはその方法) により行うものとする。 備考 表中の「 」の記載は注記である。	災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、別記様式第一による報告書を提出する方法) 二 法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法 (当該事業所管大臣が別に定める場合にあつては、その方法) (個人情報保護委員会への報告) 第四十四条 「同上」 2 「同上」 3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織 (個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。) を使用する方法 (電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、別記様式第六による報告書を提出する方法) により行うものとする。
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部改正)	

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（個人情報保護委員会への報告） 第三条 「略」 2 「略」 3 法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては別記様式による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあつてはその方法）により行うものとする。	（個人情報保護委員会への報告） 第三条 「同上」 2 「同上」 3 法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては、別記様式による報告書を提出する方法）により行うものとする。
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行し、この規則及びこの規則による改正後の規定は、当分の間、その効力を有する。